

令和元年（行ウ）第275号、同第598号環境影響評価書確定通知取消請求事件

原告 鈴木陸郎 外47名

被告 国

2021年（令和3年）12月2日

東京地方裁判所民事第2部Cd係 御中

準備書面 16

原告ら訴訟代理人

弁護士 小 島 延 夫

弁護士 千 葉 恒 久

弁護士 森 詩 絵 里

弁護士 吳 東 正 彦

弁護士 長 谷 川 宰

弁護士 浅 岡 美 恵

同復代理人

弁護士 半 田 虎 生

(目次)

第1	環境省開示文書について.....	4
第2	配慮書に関する質疑において環境省が多くの問題点を指摘したこと.....	4
1	C02の排出について.....	4
(1)	天然ガスを燃料とする複数案の検討について.....	4
(2)	計画段階配慮事項からの温室効果ガスの欠落について.....	5
(3)	「排出係数0.37kg-C02/kWh」という目標達成について.....	5
(4)	省エネ法ベンチマーク指標の不達.....	6
(5)	天然ガス火力による排出増加分に関する対応の欠如.....	6
(6)	事業の見直しの可能性について.....	7
(7)	まとめ.....	7
2	大気汚染について.....	8
3	海洋影響について.....	8
(1)	環境基準の超過と環境影響の増大.....	8
(2)	温排水拡散予測の欠如.....	9
(3)	冷却方式に関する検討の欠如.....	9
(4)	温排水による漁業被害についての調査・検討の欠如.....	9
(5)	まとめ.....	10
4	生態系への影響について.....	10
5	アセスの簡略化について.....	10
(1)	リプレース後の環境影響の悪化.....	10
(2)	「現状」に関する指摘.....	11
(3)	リプレースガイドラインに関する指摘.....	11
(4)	経済産業省及び事業者の対応.....	12
第3	配慮書に対する環境大臣意見で問題点を指摘されることを避けるために経済産業省が修正要求を重ねていたこと.....	12
1	ベンチマーク指標の不達成についての指摘.....	13

2	BAT参考表の見直しの遅れについての指摘.....	13
3	「排出係数0.37kg-CO ₂ /kWh」という目標達成が確保されていないことについての指摘.....	14
4	リプレースによる環境影響の悪化についての指摘.....	14
第4	まとめ.....	15

第1 環境省開示文書について

原告は、本件アセスにおける環境大臣意見に関し、環境省と経済産業省との間でおこなわれた質疑や意見交換の内容を記した文書を情報公開請求によって入手した。同文書には、以下に述べるように、環境省が本件事業（及び本件アセス）に関して多くの疑問や問題点を指摘していたことが示されている。また、経済産業省は、環境大臣が本件事業（及び本件アセス）に関して否定的な意見を述べないよう、繰り返し大臣意見案の修正を求めている。

両省間でやりとりされた事項は多岐にわたるが、以下では、配慮書に関する環境省と経済産業省との間の質疑や同書に対する環境大臣意見（案）をめぐるやりとりに焦点をあて、両省間の質疑や協議の経過について説明する。

第2 配慮書に関する質疑において環境省が多くの問題点を指摘したこと

配慮書に関し、環境省は経済産業省に対して多数の質問をおこなった。質疑の節目となったのは、平成28年6月21日付の経済産業省電力安全課作成【三次回答】（甲233）であるが、この回答書には環境省が石炭火力発電の割合の増加によるCO₂の排出量増加を強く懸念していたこと、本件事業及び環境アセスに多くの問題があることを繰り返し指摘していたことなどが示されている。以下、項目別に説明をおこなう。

1 CO₂の排出について

(1) 天然ガスを燃料とする複数案の検討について

環境省は、「本事業の検討に当たって、周辺環境及び地球環境への負荷軽減の観点から、LNG等の燃料の複数案が考えられる」としたうえで、「石炭を選定した理由及びその検討経緯」について質問をおこなった（Q32）。さらに、人口密集地を石炭火力発電所の建設地として選んだ理由についても質問をおこなっている（Q7）。

これに対し、経済産業省は、事業者からの回答として、LNGを燃料とする場合には受入施設あるいはガス導管を設置・敷設する必要がある、などの説明を

おこなったが、具体的な検討経過については示さず、環境面での影響という観点からの説明も全くおこなわなかった。

この経済産業省の説明を受け、環境省は重ねて、「最新のLNG火力にリプレースすることも考えられる」と指摘したうえで、方法書で選定の過程に関する記載をおこなうよう求めた（Q7・甲233・9頁）。しかし、経済産業省（事業者）は、この質問（要求）に対しても中身を伴う回答を全くおこなわなかった（Q7・甲233・10頁）。

（2）計画段階配慮事項からの温室効果ガスの欠落について

環境省は、温室効果ガス（施設の稼働）の要因についても、「計画段階配慮事項として選定すべきと考える」として、「重大な環境影響がないと判断するに至った検討経過」を含めて説明をおこなうよう経済産業省に求めた

（Q38）。環境省はその際に、「計画段階配慮事項は、地域特性及び事業特性に基づき選定されるものであり、・・・『環境保全措置』を講じることと計画段階配慮事項の選定は関係ない」との指摘もおこなった。

これに対し、経済産業省は、事業者の回答として、「重大な影響を回避・低減することが可能と考えられる」と説明したが、その理由は、利用可能な最良の発電技術を使用している、というもので、環境影響の「回避・低減」に関する具体的な根拠を全く示すものではなかった（Q38・甲233・56頁）し、そもそも、計画段階配慮事項として剪定しない理由になっていない。

（3）「排出係数0.37kg-CO₂/kWh」という目標達成について

環境省は、本件発電所の電力の販売先について何度も質問をおこなった（Q21とQ92が中心。他にQ4、Q23、Q24）。これは、自主的枠組みとして掲げられている「排出係数0.37kg-CO₂/kWh」という目標が確実に達成されるか否かを問うためであった。

これに対し、経済産業省（および事業者）は、「自主的枠組みに参加する小売電気事業者に販売するよう努める」としか回答しなかった。このため、環境省は、「発電する電力の販売先について未定である本事業は、国の二酸化炭素

排出削減目標・計画との整合性を判断できないため、現状のまま以降の環境影響評価手続を進めることは是認できない」という、踏み込んだ指摘をおこなった（Q21・甲233・27頁）が、それでも経済産業省は供給先を明示することを拒み、（販売先の明確化は）「発電事業者に対する過度な要求事項と考えます」などと主張した（Q21・甲233・28頁）。

（４）省エネ法ベンチマーク指標の不達

環境省は、省エネ法に基づくベンチマーク指標のうち「A指標」に関して、「当方の試算では、現時点で見通せる時点では、火力発電効率A指標については、目指すべき水準（1.00）に達しない」として、同指標の達成が見通せないことを指摘した（Q93・甲233・136頁、Q88）。

この指摘に対し、経済産業省は「新設される高効率の発電設備の方が、利用率が高いと想定されること、上記以外の発電所の更新計画についても検討を進めていることから、火力発電効率A指標についても達成できる見通しです」との回答をおこなった（甲233・136頁以下）が、いずれも希望的観測の域を出るものではなかった。

（５）天然ガス火力による排出増加分に関する対応の欠如

環境省は、LNGを燃料とした場合のCO2排出量を試算し、石炭を燃料とすることによってCO2の年間排出量が「410万トン」も増加する、として経済産業省に見解を求めた（Q94）。さらに、この純増分について「削減をどのように行う（のか）」という点についても質問をおこなった（Q95）。この環境省の質問は、局長級取りまとめ（乙14）において、環境アセスにおける国の目標・計画との整合性を認める前提として、「天然ガス火力を超過する分に相当する純増分について海外での削減に係る取組をおこなうなどの環境保全措置を講じる（こととしている場合）」という取り決めがあることに基づいたものであった（乙14・4頁）。

ところが、経済産業省は、純増分についての具体的な対応に関する説明を全くおこなわず、「（事業者は）2030年度までにエネルギーミックスに整合させ

るための必要条件を満たせる」としている旨の回答をおこなうにとどまった（Q95・139頁）。このため、環境省は「必要条件は満たしていても十分条件を満たしているとはいえない」という反論、つまり、事業者がいう対応がおこなわれれば必ずエネルギーミックスに整合するとは言えない、という趣旨の指摘をおこなったが、議論がその後進展することはなかった。

（6）事業の見直しの可能性について

環境省は、「今後の地球温暖化対策の進展に伴って、事業の見直しをする心づもりがあるかどうか」という質問もおこなった（Q100）。この質問は、地球温暖化対策計画において、0.37kg-CO₂/kWhという上記の排出係数を達成できないと判断される場合には、経済産業省として「施策の見直し等について検討（する）」（乙16）と言明していることを背景としたものであった。

この質問に対し、経済産業省は、事業者の回答として、「発電コストに競争力がなくなれば市場から撤退せざるを得ない」（甲233・147頁）と返答したが、目標未達を利用とする事業の見直しについては何も答えなかった。

（7）まとめ

以上の経緯は、環境省が経済産業省に対し、計画段階配慮手続や本件事業における諸々の問題点を指摘したにもかかわらず、経済産業省（及び事業者）は真摯な検討や誠実な説明をおこなおうとしなかったことを示している。

すなわち、経済産業省は、環境省から、天然ガスなど別の発電燃料を選択する可能性に関する質問を受けたにもかかわらず、まともな検討を全くおこなわなかったし、温室効果ガスを計画段階配慮事項として取り上げるべきである、という指摘にも耳を貸さなかった。環境省は、発電燃料だけでなく、発電所の規模（Q31）、石炭ガス化複合発電（Q33）に関しても別案の検討に関する質問をおこなったが、これに関しても経済産業省が真摯な説明や検討をおこなった経緯は全くうかがわれない。排出係数目標やベンチマーク指標に関する問題についても同様である（このため、環境省は環境大臣意見に厳しい文章を盛り込もうとした。その後の両省間のやり取りについては後述する）。

2 大気汚染について

環境省は、本件発電所による（CO2以外の物質による）大気汚染に関しても、複数の質問・指摘をおこなった。

すなわち、環境省は、「事業実施想定区域の周辺は、浮遊粒子状物質（SPM）、PM2.5等の大気汚染物質が環境基準を達成していない地点が存在する」との指摘をおこなった（Q17、Q40）ほか、「周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や住居地域が存在する」という地理的状況についても指摘をおこなった（Q36。位置関係についてQ27）。

環境省は、こうした状況にもかかわらず、事業者が配慮書段階で早々に煙突の高さを「180メートル」と決定したこと（Q36）、発電所の煙突を要配慮施設・住居地域から遠い場所（東南部・東側）に設置することを検討した形跡がないこと（Q36）についても問題視し、それに関する質問をおこなった。また、PM2.5については、「施設の稼働に関する環境影響の有無について検討を行うべきと考え」との指摘（Q50）もおこなった。

これらの環境省の指摘では、配慮書における検討の不足及び調査の必要性についても言及された。例えば、「施設の稼働（排ガス）に伴う大気質への環境影響」については、「今後、（大気不安定時や海風フェミゲーション発生時など）短期高濃度条件等の影響についても十分考慮し、必要な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うべき」との指摘をおこなった（Q36）。

しかし、こうした環境省の指摘が本件アセスに反映されることはなかった。

3 海洋影響について

環境省は、本件発電所による海洋での環境影響についても複数の質問・指摘をおこなった。

（1）環境基準の超過と環境影響の増大

環境省は、発電所周辺の海域では「化学的酸素要求量、全窒素及び全燐の環境基準を超過している」という指摘（Q70）をおこなったほか、リプレース後の発電所の排水量が（設備容量が大幅に縮小するにもかかわらず）「増加（す

る)」(Q66)こと、「将来(リプレース後)の化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の負荷量は、既設の3～8号機及び1・2号ガスタービン発電設備の至近3年間の負荷量よりも大きい」(Q70)ことも指摘した。

そのうえで、環境省は、「施設の稼働(排水)に伴う水質への環境影響が現状よりも極力悪化しないよう、今後、必要な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うべきと考える」(Q70)と指摘した。

(2) 温排水拡散予測の欠如

環境省は、旧発電所の温排水拡散予測のモニタリングデータについて質問をおこなった(Q73)が、この質問に対する回答から、「既設の発電所について温水拡散予測を行っておらず、モニタリングも実施していない」ことが明らかになった(Q73)ため、「リプレース前後で環境影響が改善されるかを確認するためのモニタリングを含めた必要な調査を行い、予測及び評価並びに環境保全措置の検討を行うべき」と指摘した(Q73)。

(3) 冷却方式に関する検討の欠如

環境省は、本件発電所で海水冷却方式を採用することが予定されていることに関して、「冷却塔方式等の複数案がある」として、「環境保全の観点から、海水冷却方式を選定した理由について、各方式のメリット及びデメリット等を示す」よう求めた(Q37)。

しかし、経済産業省は、事業者の回答として、「改善リプレースを適用するため・・・海水冷却方式のみの検討を行っている」との説明するにとどまった(Q37)。

(4) 温排水による漁業被害についての調査・検討の欠如

さらに、環境省は、温排水による漁業の影響について、具体的に、「事業実施想定区域の周辺海域では貝類漁業等が営まれており、本事業による温排水による影響が懸念される」と指摘し、「漁業関係者との温排水による影響に係る具体的な協議の状況」を示すように求めた(Q74)。

しかし、経済産業省は、事業者の回答として「温排水に係る具体的な協議に

関しては行なっておりませんが、今後環境影響評価結果を踏まえて、関係漁業者の皆様と協議したいと考えております」と説明するだけだった。その後、「関係漁業者と協議」はまったく実行されていない。それどころか、関係漁業者への説明もない。

(5) まとめ

以上のように、環境省は、海洋における環境影響についても、リプレース後に悪化することが懸念される要因が複数存在することを指摘していた。環境省は、「リプレース後の温排水に伴う環境影響は、至近10年よりも大きくなる可能性がある」とも指摘した（Q73・甲233・102頁）。

しかしながら、経済産業省及び事業者は、リプレースガイドラインの適用を前提に、本来であれば必要であるはずのモニタリング調査をおこなわなかった。冷却方式に関する複数案検討に至っては、同ガイドラインを「適用するため」という、本末転倒の理由付けで検討が放棄された。

4 生態系への影響について

環境省は、旧発電所において生息活動が確認されたハヤブサに関して、「モニタリング等とともに環境保全措置を検討する必要があると考える」と指摘した（Q81）。

しかしながら、経済産業省は、事業者の回答として、「モニタリング等とともに環境保全措置を講ずる必要はない」と返答し、環境省が追加で求めた「必要に応じて専門家の助言を受けるべきと考える」との意見（Q81）についても「環境影響評価図書への記載等については今後検討してまいります」との事業者の回答を記載するにとどまった。

5 アセスの簡略化について

環境省の質問・意見からは、同省がリプレースガイドラインを本件発電所に適用することに関して、重大な疑義を抱いていたことも示されている。

(1) リプレース後の環境影響の悪化

環境省は、リプレースによって環境影響が「改善する」という根拠に関し

て、繰り返し質問をおこなった。すなわち、Q15では、ばい煙、冷却水、一般排水に関して、配慮書において「現状」と記載した数値の根拠について質問しているほか、Q44では直近10年間の旧発電所稼働時の硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん排出濃度についての質問、Q65では同じく直近10年間の旧発電所稼働時の海水の化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量についての質問、Q91では直近10年間の旧発電所稼働時の二酸化炭素の排出量について質問をおこなった。これらの質問に対する回答を通じて、環境省は、リプレイス後の大気汚染物質（ばいじん等）の排出量が旧発電所の直近3年間の排出量を上回ること（Q40）、リプレイス後の海洋汚染物質（化学的酸素要求量、窒素含有量及び燐含有量）が直近10年間のそれを上回ること（Q70）、リプレイス後の二酸化炭素の排出量が直近5年間のそれを上回ること（Q91）をそれぞれ確認している。

（2）「現状」に関する指摘

上記の確認を踏まえ、環境省は配慮書において旧発電所の稼働時の「現状」として記載された環境負荷量が何を根拠に記載されたのかについて明確にするよう要求した。すなわち、大気汚染物質についてはQ40で、海域における環境汚染についてはQ73で、「（アセス書にいう）『現状』とは何を示しているのか明らかにするよう・・・今後の環境影響図書において『現状』の値の設定根拠について記載する」よう求めた（Q15も同じ）。これらの要求は、「現状」の根拠が明示されないまま、リプレイスによる環境の「改善（非悪化）」を前提とする環境影響調査の簡略化がおこなわれていることを問題視する趣旨でおこなわれたものである。

（3）リプレイスガイドラインに関する指摘

環境省は、リプレイスガイドラインの解釈に関しても、同ガイドラインにおいては、「個々の事業や地域の特性に応じた独自の調査・予測手法を方法書において提案し、採用することを妨げるものではない」とされていること、「方法書手続において、個々の事業や地域の特性により詳細な環境影響評価を実施

する必要があると判断された項目については、必要な調査を実施することや、より丁寧に自説の根拠を説明することによって、円滑な環境影響評価手続の推進に努める必要がある」とされていること、「合理化手法を適用した評価にあたっては、単に、現状より改善されること又は非悪化であることのみを以って十分とするのではなく、予測結果をもとに、従来どおり、発電所アセス省令第26条各号の留意事項に基づき、評価を行うことが必要」とされていることを繰り返し指摘した（Q37, Q40、Q70、Q73）。

こうした環境省の指摘は、リプレースガイドラインの適用を根拠に、大気汚染（Q40）や海洋汚染（Q70）に関する本来必要な調査がおこなわれていない、という問題意識に基づいたものである。

（4）経済産業省及び事業者の対応

ところが、経済産業省は、こうした環境省の指摘にもかかわらず、事業者に対して釈明や調査を求めるなどの姿勢を全く見せなかった。経済産業省は、それどころか、環境省の「現状より悪化する」との指摘について、「発電所のライフサイクルを考慮すると、リプレースを計画する発電所において稼働率が低下するのは当然であり、リプレースガイドラインの適用条件が至近の稼働率を示すのであれば、本件を含め、これを適用できる案件はない」という、開き直りとも受け取れる反論をおこなった（Q40、Q73）。

経済産業省は、本件アセス図書において、「現状」がいつの時点の環境影響を意味するのかについて明確にするよう求めることもしなかった。このため、アセス図書には、その後も「現状」とされた環境影響の具体的な時期に関する記述がなされないままであった。

第3 配慮書に対する環境大臣意見で問題点を指摘されることを避けるために経済産業省が修正要求を重ねていたこと

環境省は、本件事業及び本件アセスにおける問題点を指摘する環境大臣意見の素案（甲234）をまとめた。ところが、経済産業省は環境大臣による問題点の指

摘に強い難色を示し、是が非でもこうした指摘を避けようとした。大臣意見をめぐる両省間の交渉において焦点になったのは、以下の4つの問題であった。

なお、両省の担当者間では、配慮書及び準備書のそれぞれの段階で、文書と面談によるやりとりが重ねられたため、交渉経過を示す多数の文書が存在するが、以下では、交渉における節目となった以下の文書を中心に説明をおこなう。

環境省作成の平成28年6月「環境大臣意見（素案）」（甲234）

環境省作成の平成28年6月30日付「6次意見」（甲235）

1 ベンチマーク指標の不達成についての指摘

環境省が準備した環境大臣意見案には、当初、「2014年度時点において省エネ法に基づくベンチマーク指標（火力発電効率A指標及び火力発電効率B指標）の値が目指すべき水準を下回っており・・・」という文章が盛り込まれていた（甲234・1頁）。さらに、B指標について「目標達成に向けた具体的な方策や行程は十分に示されていない」という文章も存在した。

これに対し、経済産業省は、これらの記載は「不適切」、「省エネ法は環境省の管轄外」、「今般審査内容に何ら関係ない」、「事業者の権利を阻害する」「ネガティブな印象を持たせ得る」などとして強く反対した（甲235・2頁）。

こうした経済産業省の主張に対し、環境省は、「QAにより事実関係を確認し、事業の特性に応じた適正な環境大臣意見を述べることは、環境影響評価法に基づく審査の基本であり、これを否定されることは承服できない」（環境省6次意見）と反論したものの、結局、「（ベンチマーク指標の）目指すべき水準を下回っている」という文言を削除し、「目指すべき水準の達成状況は不明である（が）」という表現に置き換えた（乙21・2頁）。

2 BAT参考表の見直しの遅れについての指摘

環境省は、上述のように、「利用可能な最良の技術」を反映しているはずのBAT参考表の数値が実際にはそうっておらず、本件発電所で達成されている排出水準より悪い数値がBAT参考表に掲載されていることを問題視していた（甲

233・Q88)。当初の環境大臣意見案では、「本事業で採用する発電技術の効率は現在掲載されているものを上回っているため、この技術を掲載することとなる」として、同表の更新を促す意見が盛り込まれていた（甲234・1頁）。

経済産業省はこの指摘についても削除を求めた。環境省は、経済産業省の削除要求に対し、「行政の怠慢が指摘されてもやむを得ない状況である。・・・早急にBATの参考表を見直す必要がある」などとして、対応の遅れを再び厳しく指摘した（甲235・3頁）が、経済産業省が見直しのための議論に入ることを約束したことから、環境大臣意見から同表の見直しに関する部分を削除することに応じた（甲235・3頁）。

3 「排出係数0.37kg-CO₂/kWh」という目標達成が確保されていないことについての指摘

環境省は、上述のように、本件発電所の電力が自主的枠組みの参加事業者に販売（供給）されることが確保されていないことを問題視していた。このため、当初の環境大臣意見案には、「今後、供給先の選定方法等を示すことにより、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給することを明らかにする必要がある」との文章を盛り込んだ（甲234・2頁）。各論部分でも、「原則、自主的枠組みの参加事業者に電力を供給し、そのための供給先の選定方法等を準備書に記載する」との文章を入れた（甲234・3頁）。

しかしながら、経済産業省が「火力発電事業者に対する過度な要求事項」（甲233・28頁）などとして、記述の修正を強く求めたため、環境省は、供給先の選定に関する部分を削除し、「原則、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し・・・」という、曖昧な表現にとどめた（甲235・4頁以下）（＝乙21・3頁）。

4 リプレースによる環境影響の悪化についての指摘

環境省は、上述のように、リプレースにより環境影響が悪化することを強く懸念していた。同省は、当初の環境大臣意見案に、「本事業において新設する発電設備の稼働に伴う環境負荷は、長期計画停止中である既設設備の近年の環境負荷

よりも増大する計画であることを踏まえ」という文章を盛り込んだ（甲234・2頁）。

これに対し、経済産業省は、「この記述は、新設する発電設備が既設のものよりも環境に悪いという誤解を与えかねない」として修正を強く要求した。環境省は、この経済産業省の要求に対し、「稼働実績がない既設設備があることから、一時的な停止とは言い難（い）」と反論したが、結局、「公害防止協定で規定している既設設備からの汚染物質排出量等よりは環境負荷が減少するものの」という文言を追加するなどの修正を加え、表現を緩めた（甲235・4頁）（＝乙21・3頁）。

第4 まとめ

上述した両省間の質疑の内容や大臣意見をめぐる折衝の経過からは、経済産業省が本件アセスの計画段階配慮手続においてすでに本件事業及びアセス手続に関する多くの問題を指摘され、問題点を認識していたことがわかる。とりわけ、

- ① 温室効果ガスを計画段階配慮事項とすべきであると指摘されていた
- ② 天然ガスを燃料とすることなどの複数案の検討を求められていた
- ③ 省エネ法ベンチマーク指標の達成が見通せないことを指摘されていた
- ④ 排出係数目標の達成が担保されていないことを指摘されていた
- ⑤ リプレースによって環境影響がむしろ悪化することを指摘されていた
- ⑥ 大気や海洋における環境影響に関する必要な調査・検討がおこなわれていないことを指摘されていた

の各点は、アセスの重大な瑕疵に関する指摘であった。

本来であれば、経済産業省として指摘を真摯に受け止め、必要な改善を図るべきであった。ところが、経済産業省はこうした質問や指摘を受けていながら真摯に対応しなかつただけでなく、環境大臣意見が本件事業者に悪影響を及ぼさないよう、大臣意見に対する修正要求を重ねた。

仮に、経済産業省が環境省の指摘に真摯に対応していたら、本件アセスのその

後の進行は大きく変わり、本件訴訟で問題になっている重大な瑕疵の多くが回避されたと考えられる。しかし、経済産業省はこうした対応を取らず、事業者に対し必要な対応を指示することもなかった。その結果、本件アセスは、計画段階配慮手続における温室効果ガスの排出に関する検討や意味のある複数案の検討が欠落し、誤った解釈に基づくリプレースガイドラインの適用によって本来必要であるはずの調査や検討がおこなわれなかった。その他、本件アセスがはらむ重大な瑕疵については、原告が従前指摘しているとおりでである。環境省から配慮書段階ですでに多くの問題点を指摘され、問題を認識していたにもかかわらず、是正のための対応を全くおこなわなかった経済産業省の責任は極めて重大であるというほかない。

なお、計画段階配慮手続以降も、「排出係数0.37kg-CO₂/kWh」という目標達成が担保されていないという状況は全く変わらなかった（本件アセス図書には最後まで、「自主的枠組みに参加する小売電気事業者に電力を供給するよう努め」としか記載されなかった（乙8・1211頁））。

省エネ法のベンチマーク指標については、事業主体が東京電力から株式会社JERAに移行したことで議論の前提が変わったが、その後の指標に関する議論の詳細は環境省開示文書（上記とは別文書）では黒塗りになっているため原告には不明である。

以 上